

世界各国の 産業用 ヘンプ

第27回

インド

衣料からCBD・医療用へ 持続可能な農村経済に貢献する作物に

赤星 栄志 あかほし よしゆき

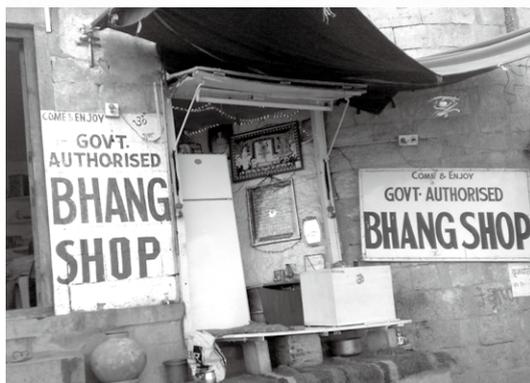
1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

長い歴史を持つ大麻文化

インドは、人口約13億人の半数以上が農業に従事し、農地面積が約1億5000万haと日本の国土の4倍もある農業大国である。大麻草の歴史は長く、紀元前1400年頃のインドの宗教経典『アタルバ・ヴェーダ』では、大麻草は神聖な植物として人々を不幸から解放し、病気やあらゆる悪霊から身を守るとされている。大麻樹脂は「チャラス」、花は「ガンジヤ」、種子および葉は「バング」と区別して扱われてきた。

インド最大の宗教となったヒンズー教では、大麻草は三大神の1つで、創造と破壊を司る「シヴァ神」がもたらした贈り物とも、好物とも言い伝えられてきた。いまでもシヴァの

図1：インド政府公認のバング販売店



祝日には、バングラッシーという大麻ペーストの入った飲料が振る舞われる(図1)。一方の仏教では、ブツタが悟りを開くまでの6年間に麻の実と麦しか食べない「麻麦の苦行」を行なったと言われている。

また、古代インド医学であるアールヴェーダでは、さまざまな病気の治療に大麻草が用いられてきた。カルカッタ医科大学の化学者のオシヨーネシーは、ガンジャやバングの研究成果を1842年に論文発表し、後に医療用大麻が西洋社会に広く知られるきっかけとなった。日本に明治初期に輸入された「印度大麻草」は1886年から1951年までの65年間「日本薬局方(公式な医薬品リスト)」に記載されていた。

世界的な禁止政策に反対し 種子と葉は除外対象に

ところが、西洋諸国による植民地化が進むと、インドの大麻文化を取り締まる動きが出てくる。なかでもイギリス政府は、大麻の乱用が現地住民の健康を危険にさらし、狂気を引き起こしていると考えていた。そこで、大麻草が広範囲に使われていることを問題視し、大規模な研究調査を専門家チームに依頼した。インド全土のあらゆる社会階層から1193名の証人を選び、特に精神病院

を対象に大麻が原因で精神病と疑われるすべての患者について2年間にわたって調べ、1894年に「インド大麻委員会報告」としてその結果が報告された。

全6巻、3281ページに及ぶ報告書には、「大麻草は社会的習慣の一部となっており、適量ならほとんど例外なく無害で、場合によってはおそらく有益でさえあり、乱用してもアルコールほどの害にならない」「禁止令は強制するのが難しく、宗教の聖職者による抗議を奨励し、より危険な薬物の使用につながる可能性がある」と結論づけられていた。当時の政府やイギリス人が信じていた「大麻「悪」という考え方は迷信であり、アヘンやアルコールのように禁止や規制すべきものでないという記述は、皮肉なことに、100年余り経過した21世紀の今日にも十分に通用する内容だったのだ。

さらに1961年に締結された麻薬単一条約の議論において、インド代表団は不寛容な大麻禁止政策に反対した。その結果、妥協案として禁止される大麻の定義から種子と葉が除かれ、伝統的に宗教・社会的慣習として親しまれているバングは取り締まりの対象から逃れたのである(表1)。同時に、締結に際して、バングラデシユ、ネパール、パキスタンと

表1：1961年麻葉単一条約に謳われた大麻に関する定義

大麻	名称のいかんを問わず、大麻植物の花又は果実のついた枝端で樹脂が抽出されていないもの（枝端から離れた種子および葉を除く）
大麻植物	カンナビス属の植物
大麻樹脂	粗のものであると精製したものであるとを問わず、大麻植物から得た樹脂で分離されているもの

図2：野生ヘンプ繊維で作られた衣料品



図3：ヘンプ生地を織る女性の職人



出典：https://boheco.org

原料調達でも野生利用ではな

る。研究所（NID）の天然繊維イノベーションセンター（ICNF）と提携して新たな研究にも着手した。また、麻の実からは冷温圧搾されたヘンプシードオイル、搾り粕を粉末化したプロテインパウダー、石けんやシャンプー、機能性成分であるCBD（カンナビジオール）入りの美容オイルを製造・販売している。

ともにインドに対して、嗜好用大麻の規制実施に25年間の猶予が与えられた。インド政府は、その期限を迎える直前の85年によくやく「麻葉及び向精神薬法（NDPS）」を制定。単一条約と同じように大麻の樹脂と花の生産を禁止したが、種子と葉の利用については州法に委ねられる形となった。また、同法では大麻の栽培・加工・販売を禁止したが、野生で生えている大麻について言及しておらず、野生大麻からバングをつくることについては取り締まり対象としていない。いわば単一条約に関わる外交交渉で獲得した抜け道によって、今日のインドの伝統的風習が残っているといえよう。

野生種の収穫・利用から製品づくりのための栽培へ

インドは世界第2位の綿の輸出国だが、農業や除草剤の過剰使用、水の大量消費などの環境負荷を課題に抱えている。同じ衣料用原料でも綿より病気に強く農薬いらずで、水の使用量が少なく、生産量は約2倍といわれるものの、同国ではヘンプの商業栽培は行なわれていなかった。インド全域で雑草化しているヘンプを収穫し、繊維を家畜用ロープに、茎を冬の薪に、麻の実をベースト状の調味料であるチャツネに利用している程度である。

事業は、野生から採取したヘンプ繊維を糸にして織物にして、BOHECO（ボヘコ）というブランド名でヘンプの糸、生地、衣料品の販売からスタートした（図2）。この取り組みに共感したゲーゲル・インド社のサンバー・オベロイ名誉会長が率いる投資グループから16年に100万ドル（約1億円）の投資を受け、いまでは農村地域で女性の職人150名を雇用し、手芸産業と農村開発教育に貢献するまでとなった（図3）。

ヘンプ生地は1m当たり1500〜2000円の価格帯で取引されている。既存の綿生地と比べると5倍以上と高価だが、有機栽培（野生）かつ手織りであることから、持続可能性やフェアトレード（公正貿易）を考慮すると妥当だろう。さらなる信頼性を勝ち取るために、国立繊維

く、畑で栽培できるように国内から約150品種を収集しながら、政府当局との交渉を進めてきた。その結果、17年にインド科学医学研究評議会（CSIR）とムンバイヘンプ社に、インドで初めて医療用大麻の栽培と研究のための免許が下りた。

インドでは、マリファナ成分のTHC（テトラヒドロカンナビノール）が4〜5%と高い野生品種が多い。そこで、THC濃度が低くCBD濃度が高い品種を育成するために、20品種の栽培試験に着手した。慣習的に治療で用いるガンジャやバングではなく、世界的に需要が拡大しているオイルや錠剤といったCBD製品の提供を目標にしている。

ただし、インドでは「産業用ヘンプの適用品種はTHC濃度が0・3%以下に限定される」という概念が全く知られていない。13年に設立されたインド産業用ヘンプ協会（IIHA）は、欧州や北米の専門家を招いたシンポジウムを毎年開催して普及啓発するとともに、州政府との交渉を粘り強く続けてきた。ウッタラーカンド州では18年に産業用ヘンプの栽培免許を得て、最大1000haで約5年間に及ぶ試験プロジェクトが開始した。これらの取り組みは、インドの持続可能な農村経済への貢献が期待されている。